

平成 30 年（2018 年）2 月 15 日付札幌市告示第 815 号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

平成 30 年（2018 年）2 月 16 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

(1) 告示文 3(2)ア（オ）の記載の一部を下記のとおり訂正する。

訂正前	訂正後
業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を配置すること。	業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、又は「公益社団法人日本下水道管路管理業協会による下水道管路管理技士（総合、主任、専門）」、「日本下水道事業団による下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種）」、「下水道管理技術認定（管路施設）」の検定及び試験合格者を配置すること。

(2) 入札説明書 4(2)ア（オ）の記載の一部を下記のとおり訂正する。

訂正前	訂正後
業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を配置すること。	業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、又は「公益社団法人日本下水道管路管理業協会による下水道管路管理技士（総合、主任、専門）」、「日本下水道事業団による下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種）」、「下水道管理技術認定（管路施設）」の検定及び試験合格者を配置すること。